

第6章 避難場所等の確保及び指定の方針

- 1 避難場所等の確保及び指定の状況と課題
- 2 避難場所等の確保及び指定の目標と主な取組
 - (1) 避難場所等の確保及び指定の目標
 - (2) 主な取組
- 3 避難場所等の確保及び指定の方針
 - (1) 避難場所の確保及び指定
 - (2) 地区内残留地区の確保及び指定
 - (3) 避難場所の安全性及び利便性の向上
 - (4) 避難場所への安全な避難に向けた取組

1 避難場所等の確保及び指定の状況と課題

避難場所等の確保及び指定の状況と課題

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）では、区市町村長が必要があると認めるときは、災害の種類ごとに指定緊急避難場所⁸⁷を指定しなければならないとされています。各区市町村が策定する地域防災計画においても指定緊急避難場所等を位置付けています。

区部では、広域的な避難を確保する見地から、東京都震災対策条例に基づき、都が震災時火災における避難場所⁸⁸、避難道路⁸⁹及び地区内残留地区⁹⁰（以下「避難場所等」という。）の指定を行っており、本計画でその目標を定めています。

避難場所については、最新の見直し（第9回（2022（令和4）年7月））では、都立公園等の整備、市街地再開発事業などにより、221か所まで増加しています。

避難道路については、避難場所の増加に伴う避難距離の短縮及び周辺市街地の火災の危険性の改善により減少し、最新の見直しでは、13系統49.6kmとなっています。

地区内残留地区については、最新の見直しでは40地区、約11,500haまで増加しており、今後も不燃化の進展に伴い増加していくと見込まれます。

87 指定緊急避難場所：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の4）。

88 避難場所：大地震に伴って発生し得る大規模な市街地火災のふく射熱に対して安全な面積が確保され、避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設がない、公園、グラウンド、緑地、耐火建築群で囲まれた空地等で、住民等が避難できる安全な場所。区部については、区域面積がおおむね5ha以上であることを主な要件とし、東京都震災対策条例に基づき知事が指定する。

表6-1 避難場所、避難道路

年度	指定見直し	避難場所	避難道路
2013(平成25)年5月	第7回見直し	197か所	14系統 54.1km
2018(平成30)年6月	第8回見直し	213か所	14系統 54.1km
2022(令和4)年7月	第9回見直し	221か所	13系統 49.6km

※ 多摩部及び島しょ部においては市町村が避難場所を指定している。
その数は、2022（令和4）年4月1日時点で1132か所。
（出典：東京都地域防災計画震災編（2023（令和5）年修正）別冊1資料編）

表6-2 地区内残留地区

年度	指定見直し	地区内残留地区	面積
2013(平成25)年5月	第7回見直し	34か所	約10,000ha
2018(平成30)年6月	第8回見直し	37か所	約11,100ha
2022(令和4)年7月	第9回見直し	40か所	約11,500ha

89 避難道路：東京都震災対策条例に基づき、知事が指定する道路。避難場所まで遠距離避難を余儀なくされる地区や、火災による延焼の危険性が高い地区について、幅員15m以上の道路を中心として、避難場所へ安全に避難するための主要な避難経路をあらかじめ指定する。

90 地区内残留地区：地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区。新規指定・拡大における主な要件は以下のとおり

- ・地区面積がおおむね65ha以上
- ・町丁目単位の耐火率が70%以上
- ・火災危険度ランク4、5の町丁目を含まない
- ・地区内に50棟以上の火災クラスターが存在しない

1 避難場所等の確保及び指定の状況と課題

避難有効面積⁹¹が一人当たり1㎡に満たない避難場所については、2018（平成30）年にて解消に至り、2022（令和4）年にもこれを維持しています。避難距離が3km以上となる避難圏域⁹²は、2018（平成30）年の2か所から2022（令和4）年にて1か所に減少しています。

表6-3 避難距離が3km以上となる避難圏域等の状況

	2013 （平成25）年 （第7回見直し）	2018 （平成30）年 （第8回見直し）	2022 （令和4）年 （第9回見直し）
避難有効面積が不足している避難場所	1か所	0か所（解消）	0か所（維持）
避難距離が3km以上となる避難圏域数	3か所	2か所	1か所

また、避難場所周辺地域における都市防災不燃化促進事業⁹³や防災街区整備事業⁹⁴などをを用いた不燃化の促進による避難有効面積の増大や、避難場所に存する都有施設等の公共建築物の耐震化とともに、都立公園等におけるユニバーサルデザイン化、防災関連設備（災害用トイレ、非常用照明設備など）の積極的な整備などにより、避難場所の安全性や利便性の向上にも取り組んでいます。

今後は、2022（令和4）年時点で1か所残存する、避難距離が3km以上となる避難圏域の解消を図るとともに、より安全な避難のため、更なる避難距離の短縮や、避難有効面積の増大が必要です。

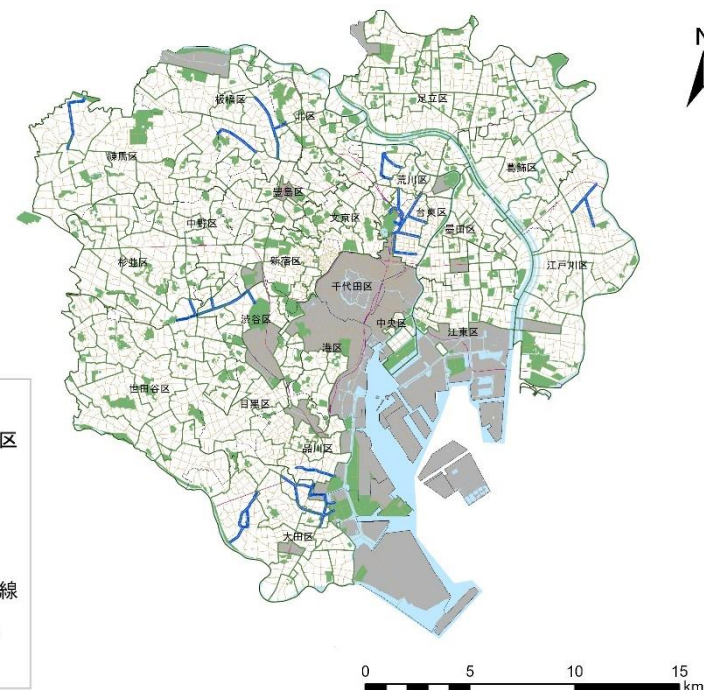


図6-1 避難場所等（第9回見直し（2022（令和4）年7月））

91 避難有効面積：震災時の市街地火災によるふく射熱の影響を考慮し、避難場所内の避難空間として利用可能な部分の面積

92 避難圏域：避難場所ごとに定められた避難対象地域。町丁目界や町内会等に配慮して地区の割当がされている。

93 都市防災不燃化促進事業：P.46参照

94 防災街区整備事業：P.71参照

2 避難場所等の確保及び指定の目標と主な取組

(1) 避難場所等の確保及び指定の目標

第9回見直し（2022（令和4）年7月）において、全ての避難場所で一人当たりの避難有効面積1㎡以上を確保しているため、今後もこれを維持します。

2030（令和12）年度までに、避難距離が3km以上となる避難圏域を解消し、これを維持します。

2035（令和17）年度までに、引き続き避難場所等の新規指定・拡大を促進し、更なる避難距離の短縮や避難有効面積の増大を図ることで、避難場所の安全性や利便性の向上を図ります。

さらに、不燃化が進み、地区内残留地区の要件を満たす地域については、その安全性を慎重に検討し、安全性が確保できる場合には、その指定を行っていきます。

(2) 主な取組

- 公共事業等により整備された大規模なオープンスペースのうち、避難場所としての要件を満たした場所は、新規指定・拡大をする避難場所の適地として確保を図り、その指定を促進します。
- 避難場所や避難場所候補地の周辺建築物の不燃化・耐震化及び公園・広場の確保を促進し、避難有効面積の拡大による避難場所の新規指定・拡大や、安全性の更なる向上を図ります。
- 都立公園等の避難場所においては、防災関連設備等の充実に努め、避難場所の安全性や利便性の向上を図ります。
- 不燃化の進展により、広域的な避難を要しない地区内残留地区の指定を行うとともに、民間建築物等の耐震化やオープンスペースの確保等を促すことで、地区内残留地区の安全性の向上を図ります。
- 避難場所への安全な避難のため、避難道路やその他の避難場所につながる道路の沿道不燃化や、安全な移動環境の確保を促進していきます。

3 避難場所等の確保及び指定の方針

(1) 避難場所の確保及び指定

大規模公園、スーパー堤防、公共住宅、学校、市街地再開発事業、高台まちづくりなどの公共事業等により整備された大規模なオープンスペースのうち、避難場所としての要件を満たし安全性を確保できる場所は、施設管理者等と協議の上、定期的な見直しの際、避難場所として指定し、これにより避難距離の短縮や、更なる安全性の向上を図ります。

また、避難場所の拡大や避難距離の短縮などに資する都市計画公園・緑地について、優先的な整備を促進し、その進捗に応じて避難場所の拡充を図ります。

これまで周辺の不燃化が不十分などの理由で避難場所の指定に至らなかった避難場所候補地においても、区と連携して早期に安全性の確保を図り新規指定を促進するため、周辺の不燃化をより加速させる取組を検討します。

避難距離が長い避難場所については、避難場所の新規指定・拡大とともに、直近の避難場所への避難や高齢者の移動、町会・自治会単位での誘導、避難場所内の不燃化された建築物内での待機等、避難行動の実態を考慮した地区割当の見直し等を検討し、避難距離の更なる短縮を図ります。

(2) 地区内残留地区の確保及び指定

65ha以上の土地で耐火率が大幅に向上するなど、地区内残留地区の要件を満たす地域については、その安全性を慎重に検討し、安全性が確保できる場合には、避難場所等の定期的な見直しの際、その指定を行っていきます。

耐震改修費用の助成制度等の活用、都市開発諸制度等を活用した民間建築物の建替えやオープンスペースの確保等、滞在時のより一層の安全性向上を図ります。

(3) 避難場所の安全性及び利便性の向上

一人当たりの避難有効面積1㎡以上を維持するとともに、一人当たりの避難有効面積が1㎡に近い避難場所についても、避難有効面積が増大するよう、都市防災不燃化促進事業や新たな防火規制の導入などにより避難場所周辺の不燃化の促進を図ります。

区域が分散している避難場所について、拡大指定や地区割当の見直し等による分散の解消や、区域間を移動する際の安全性確保について検討し、より分かりやすく、避難しやすい避難場所の指定を目指します。

大規模公園や避難場所に存する都有施設などの公共施設においては、緊急車両の動線確保、バリアフリーへの配慮、防災関連設備（非常用発電設備、災害用トイレなど）の充実化の促進、防火性能の高い樹種に配慮した植栽の検討など、周囲の防災関連の施設との機能分担などに留意しながら、安全性と利便性の向上を図ります。

在日・訪日外国人や多様な色覚に配慮し、多くの避難者を避難場所に的確に誘導するため、新規指定・拡大をする避難場所に、日本産業規格に準じるとともに多言語にも対応した標識を設置します。

3 避難場所等の確保及び指定の方針

(4) 避難場所への安全な避難に向けた取組

避難道路沿道建築物の不燃化や、避難道路の拡幅整備に伴うバリアフリー化等により、避難道路における安全な移動環境の確保を図ります。

また、迅速な避難行動を可能にするため、避難場所周辺の不燃化や道路整備を促進します。特に、整備地域・防災環境向上地区内の避難場所周辺の道路については、拡幅整備、沿道不燃化及び閉塞防止に取り組む区を支援していきます。

さらに、入口が少ない、避難場所周辺の道路幅員が狭い等の課題のある避難場所については、施設管理者の行う入口の再編整備と、区が行う道路整備等の相互の連携を促し、整合性のある効率的な整備を促進するとともに、避難時に避難場所の内部まで円滑に到達できるよう、避難場所内や周辺の工作物の倒壊防止等を促進する取組を検討します。

震災時火災における避難の流れ

区部にて避難指示等が発令された場合、各区が一時集合場所（避難場所に避難する前に一時的に集合する場所）において町会・自治会等の単位での集団を編成し、避難場所に誘導します。地域の実情や災害の状況によっては、避難場所への直接避難を行います。

区部における避難場所への避難は、区部全域の人々の一斉避難を想定した地区割当に基づいた自由避難（任意の経路を利用して避難すること）が原則です。

なお、避難所は、家屋の倒壊や焼失などで被害を受け、自宅に住み続けることができない場合に避難するための建物であり、火災が鎮火するまで一時的に待機するための避難場所とは異なります。

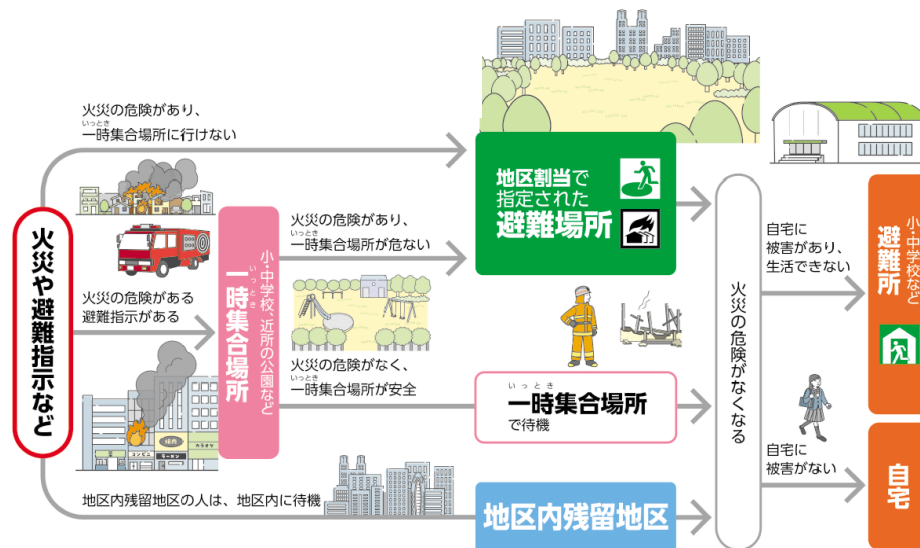


図6-2 避難の流れ